

中間貯蔵施設配置計画案の見直しについて

(第4回専門家会議以降の状況)

○ 平成25年12月14日

国が、県と4町（大熊町、双葉町、楡葉町、富岡町）に対し、調査結果等の説明及び中間貯蔵施設の設置、民間管理型処分場の活用要請

○ 平成25年12月22日

第4回中間貯蔵施設に関する専門家会議

○ 平成26年2月12日

知事が、環境大臣・復興大臣に施設配置計画案の見直し等の申し入れ

- ・ 大熊町・双葉町の計画面積が増えないこと前提に、中間貯蔵施設を大熊町・双葉町に集約する方向で施設配置計画案の見直しを検討すること。
- ・ 施設の安全性を確認するため、県の専門家会議等の意見に対して、しっかり対応すること。
- ・ 管理型処分場敷地内に計画している固型化施設等関連施設について、地域住民等の安全・安心や作業効率性を高める観点から、楡葉町に設置する方向で配置計画案の見直しを検討すること。
- ・ これらの施設が特別な施設であることを踏まえ、地権者や敷地周辺の住民に対する生活再建策・地域振興策を早期かつ具体的に提示すること。
- ・ 30年以内県外最終処分の法制化に向けた具体的な方針を明確にすること。

○ 平成26年3月27日

国（環境大臣・復興大臣）が、2月12日の知事申し入れに対する回答

- 1 中間貯蔵施設については、大熊町・双葉町に集約する。
- 2 中間貯蔵施設を受け入れていただけるような環境を整えば、閣議決定された「中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる。」との内容を位置づける法律案を速やかに閣議決定し、国会に提出できるよう準備を整える。
- 3 県専門家会議からいただいたご指摘については、引き続き丁寧に説明し、対応する。
- 4 生活再建策や地域振興策については、既存の復興施策等との関係も整理しつつ、中間貯蔵施設等による影響軽減を始めとする多岐にわたる地元の事業ニーズに柔軟に 대응されるよう、必要な財政措置を講じることとし、地元自治体や住民の皆様へのご説明を通じてそのニーズも踏まえながら、具体的な内容をできるだけ早期にお示しできるようにする。
- 5 中間貯蔵施設の特性を鑑みると土地賃借は困難であるものの、地元の意向も踏まえた跡地利用などその他の方策の可能性を追求する。